

蛙が池の古跡は、下河原の西安井惣門通民家の奥にあり、むかし此地に妙法院御門跡尊性法親王性恵法親王住せ給ふ、これを小坂殿といふ、四条の南なれば綾小路宮とも号す。「慶運が往生秘解に曰」綾小路と申は後高倉の皇子天台座主にそなはりましたませしが、おさなくまします頃、住給ひし小坂殿の棟に鴉のむれるて、御池の蛙をとりくひけるを悲しき事に思したり。「徒然草に曰」綾小路宮のおはします小坂殿の棟に、いつぞや縄をひかれたりしかば、彼ためし思ひ出られ侍しに、誠や烏のむれるて池の蛙をとりければ、御覧じ悲しませ給ひてなんと人の語りしこそ。「小坂殿の地未考、又長樂寺の隆寛律師を小坂房といふ、かの辺なるか、後考あるべし」